

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成23年10月31日京都市条例第14号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市朱雀工房について、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設としての事業を廃止し、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行うこととしたことに伴い、当該事業に係る利用資格及び利用料金を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成23年11月1日から施行することとしました。

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年10月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第14号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「市民」を「主として市民」に改め、同条第4項中「精神障害者授産施設」を「京都市朱雀工房」に、「地域活動支援センター」を「京都市地域生活支援センターなごやかサロン（以下「工房等」という。）」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

第2条第2号中「附則第46条の規定による改正前の法第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設としての事業」を「第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、別に定めるものを行う事業」に改める。

第3条第1項中「京都市朱雀工房及び京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロン（以下「工房等」という。）」を「工房等」に改め、同条第2項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「法第5条に規定する精神障害者（知的障害者を除く。）で、次に掲げるもの」を「利用しようとする当該事業に関して障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者（同法第4条第1項に規定する障害者をいう。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「第2条第2号及び第5号」を「第2条第5号」に、「次に掲げるとおり」を「50人」に改め、同項各号を削る。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(利用料金)

第9条 第2条第2号に掲げる事業に関しセンターを利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

附則第1項第1号中「第5項, 第2条第2号, 第4条第1項及び第2項第1号並びに第8条」を「第5条第1項」に改め, 同項第2号中「第2条第3号」を「第2条第5号」に, 「第4条第2項第2号」を「第5条第2項」に改める。

附 則

この条例は, 平成23年11月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)